

県税の特別措置の概要（令和6年4月現在）

県 税 条 例	根 拠 法	区 域	適用対象となりうる期間		設備の取得等の要件	対象事業	申請期限	税 率 等
			始 期	終 期				
和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例	過疎法第24条	過疎法第2条、第3条、第41条及び第42条に定める要件に該当する市町村の区域（市長村計画に記載された産業振興促進区域内に限る）	過疎法に基づく公示の日（令和3年4月1日）	令和 9年3月31日	①製造業、旅館業 特別償却設備（機械・装置、建物・附属設備）の取得価額の合計額500万円（法人については、資本金が5,000万円超1億円以下は1,000万円、1億円超は2,000万円）以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等（※1） 特別償却設備の取得価額が500万円以上 ③個人が行う畜産業、水産業 自家労働力が1/3を超え、1/2以下であること。	・製造業 ・旅館業（下宿営業を除く） ・農林水産物等販売業 ・情報サービス業等 ・個人が行う畜産業又は水産業	○個人事業税 課税免除等を受けようとする年の3月15日（事業を廃止した場合には廃止した事業に係る事業税の申告期限） ○法人事業税 確定申告書の提出期限 ○不動産取得税 家屋の取得の日から60日以内（土地：家屋と同時期） ○県固定資産税 課税免除等を受けようとする年の1月31日	（課税免除） 事業税の免除対象期間は事業の用に供した日の属する事業年度又は年の開始する日から起算して3年を経過する日までに終了する事業年度又は年に限られる。
和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例	半振法第17条	半振法第2条に基づき指定された半島振興対策実施地域（産業振興促進計画を作成した市町村（地区）に限る） ※ただし、過疎地域に係る措置の対象地区を除外する。	政令公布の日（昭和61年6月27日）	令和 7年3月31日	①製造業、旅館業 特別償却設備（機械・装置、建物・附属設備）の取得価額の合計額500万円（法人については、資本金が1,000万円超5,000万円以下は1,000万円、5,000万円超は2,000万円）以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 特別償却設備の取得価格の合計額500万円以上	・製造業 ・旅館業（下宿営業を除く。） ・農林水産物等販売業 ・情報サービス業等（有線放送業、情報処理・提供サービス業等）	（注）和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例においては、 ① 移転型の場合 事業税 不動産取得税 固定資産税 ② 拡充型の場合 不動産取得税 固定資産税	（不均一課税） ○不動産取得税 標準税率の 1/10 ○事業税 第1年度分 税率×0.5 第2年度分 税率×0.75 第3年度分 税率×0.875
和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例	地域再生法第17条の6	地域再生法第7条第1項に基づく認定地域再生計画において定められた地方活力向上地域	地域再生計画公示の日（平成27年10月8日）	令和 8年3月31日	特定業務施設（※2）の用に供する減価償却資産であって取得価額の合計額が3,800万円（中小企業者等にあつては1,900万円）以上のもの ① 移転型（東京都23区から地方活力向上地域に特定業務施設の移転し整備する事業） ② 拡充型（地方活力向上地域において特定業務施設を整備する事業）	特定業務施設の用に供する事業		（課税免除：移転型） 事業税の免除対象期間は過疎地域における特別措置と同じ。 （不均一課税：拡充型） ○不動産取得税 標準税率の 1/10
和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例 ※財政力指数 県0.52未満 市町村0.67未満	地域未来投資促進法第25条	地域未来投資促進法第6条に基づく同意基本計画において定められた促進区域	同意基本計画の同意の日（平成29年9月29日）	令和 6年6月30日	○農林漁業及びその関連業種（※3）一の土地、建物及び構築物の取得価額の合計額が5,000万円を超えていること。 ○農林漁業及びその関連業種以外 一の土地、建物及び構築物の取得価額の合計額が1億円を超えていること。	地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業（※4）	○不動産取得税 ○県固定資産税 （申請期限：上記の各期限と同じ）	（課税免除）

【特別措置の対象区域】

○過疎地域：次の市長村が市長村計画に記載した産業振興促進区域。

＜R3. 4. 1～＞田辺市（旧田辺市を除く）、新宮市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯淺町、有田川町（旧吉備町を除く）、由良町、印南町、日高川町、白浜町（うち旧日置川町）、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、海南市（うち旧下津町）、紀の川市（うち旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町）

＜R4. 4. 1～＞広川町、美浜町、みなべ町（うち旧南部川村）

○半島振興地域：和歌山市を除く県内市町村のうち、産業振興促進計画を作成した市町村。

＜R2. 4. 1～R7. 3. 31＞海南市（旧海南市の地区）、橋本市、有田市、御坊市、田辺市（旧田辺市の区域）、紀の川市（旧打田町、旧貴志川町の区域）、岩出市、有田川町（旧吉備町の区域）、日高町、みなべ町（旧南部町の区域）、白浜町（旧白浜町の区域）、上富田町

○地方活力向上地域：県内市町村内において、移転型事業又は拡充型事業の対象として認定された区域。

○促進区域：県内全域（和歌山県自然環境保全条例に基づく和歌山県自然環境保全地域は本促進区域から除外する。）

（※1）農林水産物等販売業：過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原材料として製造、加工、調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業

（※2）特定業務施設：事務所（調査及び企画部門・情報処理部門・研究開発部門・国際事業部門・情報サービス事業部門・その他管理業務部門）、研究所、研修所

（※3）農林漁業関連業種：製造業のうち食品品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、 飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。

（※4）地域の成長発展の基盤強化に資するものとして主務大臣の定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。